

第25回社会保障審議会医療保険部会
(平成19年3月1日)

資料 3

船員保険法の改正について

船員保険法の改正（概要）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）を踏まえ、船員保険事業のうち職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正を行う。（雇用保険法等の一部を改正する法律案において一括改正）

見直しの背景

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 22 条
船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成 18 年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法…による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法…による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法…第 7 条の 2 第 1 項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成 22 年までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

法案の概要

1. 雇用保険制度の見直しに伴う改正

- (1) 雇用保険の国庫負担の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直しを行う。
- (2) 雇用保険の保険料率の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る保険料率の見直しを行う。
- (3) その他、育児休業給付金の支給額の引上げ等、雇用保険と同様の改正を行う。

2. 船員保険制度の見直しに伴う改正

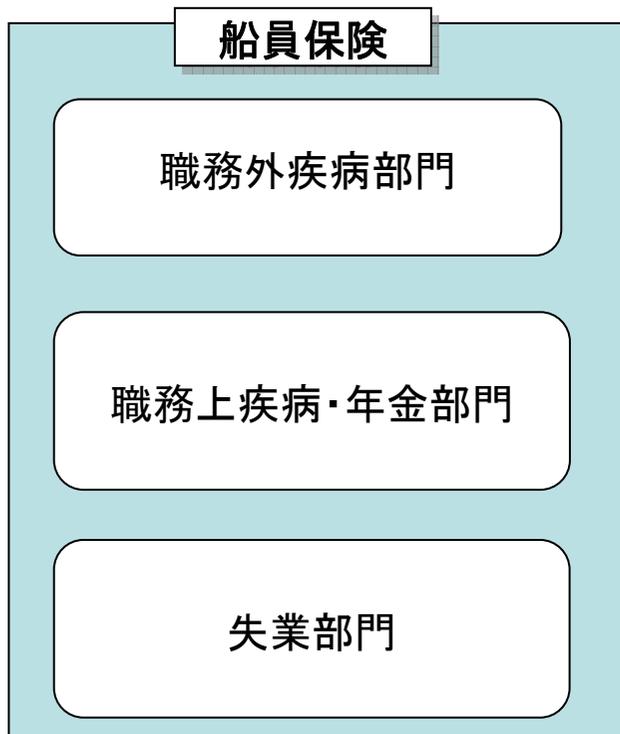
- (1) 雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率を引き下げる。
- (2) 船員保険の職務上年金・疾病部門のうち、労働者災害補償保険に相当する部分を、労働者災害補償保険制度に統合する。
- (3) 船員保険の失業部門を、雇用保険制度に統合する。
- (4) その他の部分は引き続き船員保険として実施することとし、その業務を全国健康保険協会に移管する。

3. 施行期日

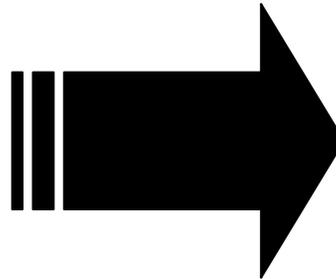
- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 1 及び 2 の (1) について | 平成 19 年 4 月 1 日（一部 平成 19 年 10 月 1 日） |
| 2 ((1) を除く) について | 平成 22 年 4 月 1 日（一部 平成 20 年 10 月 1 日） |

船員保険制度の見直しについて

〔現行制度〕

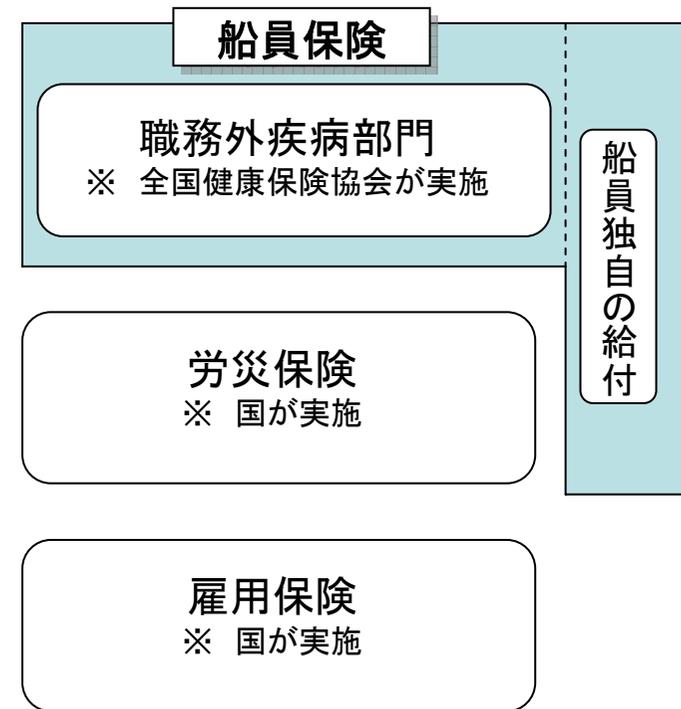


○労災保険・雇用保険と統合し、独自給付は職務外疾病部門と一体的に実施



○船員保険特別会計は廃止

〔見直し後〕



※ あわせて、雇用保険法改正に伴う改正（失業等給付の見直し、国庫負担の見直し等）のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率（被保険者負担分に限る）の引下げを平成19年4月より実施予定。